

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例（埼玉県条例第五十一号）（社会福祉課）

### 一 趣旨

拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることと、その解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とするもの

### 二 内容

#### （一）基本理念

ア 拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。

#### （二）県の責務

ア 県は、基本理念にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施する。

イ 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行う。

#### （三）県民の役割

ア 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努める。

イ 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供する。

#### （四）啓発

県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行う。

(五) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施する。

(六) 教育

ア 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努める。

イ 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(七) 職員に対する研修

ア 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずる。

イ 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずる。

(八) 財政上の措置

県は、(四)から(七)までに規定する拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三 施行期日

公布の日